

令和 3 年 6 月 1 日

長崎県公安委員会規則第 5 号

最終改正 令和 8 年 5 月 15 日 長崎県公安委員会規則第 8 号

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年長崎県条例第 67 号。以下「条例」という。）第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公安委員会等 長崎県公安委員会、長崎県警察本部長及び警察署長をいう。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

(3) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(手続等の公示)

第 3 条 公安委員会等は、条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令の名称その他公安委員会等が必要と認める事項を公示するものとする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

- 3 第1項に規定する者は、公安委員会等が定めるところにより、申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - (3) 前2号に規定するもののほか、公安委員会等が定める電子証明書
- 5 公安委員会等は、第1項に規定する者が第3項に規定する事項を入力する場合において、申請等をする者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いているときであって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
- 6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等をする者が、第2項及び第3項の規定により当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第4項各号のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信する措置とする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）

第6条 公安委員会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、公安委員会等は、処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第7条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理

組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行う措置とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第8条 公安委員会等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法 により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第9条 公安委員会等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行う場合は、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録する方法（これに準ずる方法で一定の事項を確実に記録できるものを含む。）により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年長崎県公安委員会規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

附 則（令和8年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、令和8年5月21日から施行する。